

高梁川用水土地改良区からのお願い

(令和7年度分農地転用決済金の納付について)

-お知らせ-

1 決済金単価について

★令和7年度の決済金単価は10アール当たり 25,400円 です。

(内訳：維持管理費13,400円 調査費等12,000円)

- ・決済金は1件の申請につき、転用面積に単価を乗じ、一円未満を切り捨てとします。ただし、決済金額が十円未満の場合には、徴収しません。
- ・維持管理費は小阪部川ダムの管理費に充てるものです。(裏面、農地転用等により地区除外する場合は参照ください。)
- ・調査費等とは地区除外手続きにかかる事務処理、現地確認等の経費に充てるものです。

2 転用申請について

★当土地改良区の地区除外手続きは全て 永久転用時 にお願いします。農業委員会における一時転用許可期間中は農地に復元されることが前提であるため、受益地として取り扱います。

- ・この措置は現状地目と台帳地目の整合性をとるため、永久転用申請時に決済処理を行うことで受益地管理の適正化を図るものです。

3 転用計画の中止又は変更となった場合の決済金の還付処理について

★支払い済み決済金から調査費及び賦課金相当分を控除して還付いたしますので、確実な転用計画により地区除外手続きをお願いします。

- ・令和7年度調査費等単価は10アール当たり 12,000円 です。(決済金単価の内訳のとおりです。)
- ・地区除外申請を行った翌年度以降に決済金還付請求をされた時は、この期間にかかる賦課金相当分を徴収額から控除して還付します。



未来へつなぐ清潔らかな水と豊かな大地

水土里ネット高梁川用水

高梁川用水土地改良区

〒719-1156

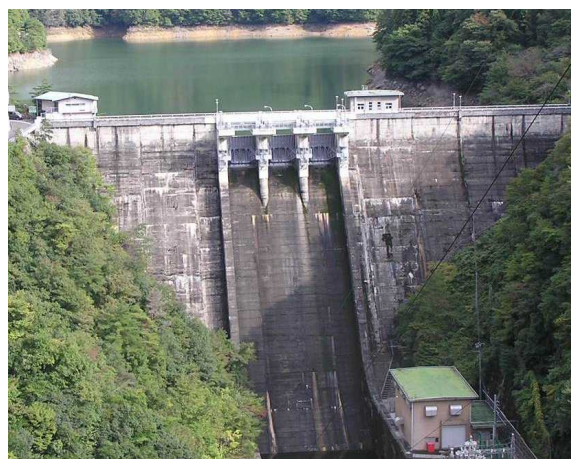
岡山県総社市門田283番地

URL : <http://t-midori.net/>

TEL 0866-31-5200 FAX 0866-31-5201

【高梁川用水土地改良区とは】

高梁川用水土地改良区は、土地改良法に基づき、岡山県の認可を受け設立された農業団体で、昭和30年に岡山県新見市へ国が建設した小阪部川ダムの維持管理を行っています。小阪部川ダムから放流された農業用水は高梁川を經由し、総社市の高梁川合同堰と倉敷市の笠井堰及び潮止堰から取水され、岡山市、倉敷市、総社市、早島町の農地に配水されています。



小阪部川ダム

小阪部川ダムの維持管理等に要する経費は、受益地区内(3ページ記載)の農地を耕作又は所有されている組合員の皆様に、登記簿面積に応じて賦課金としてご負担いただいています。

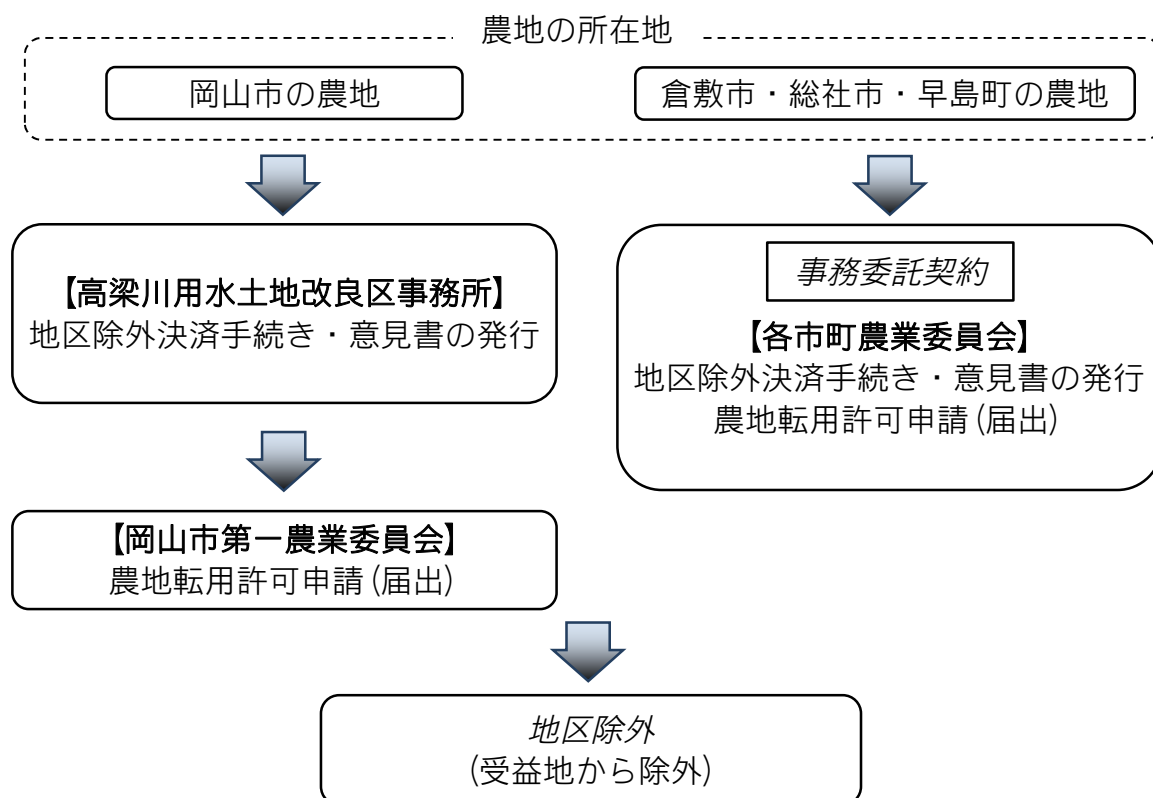
—農地転用等により地区除外する場合—

農地を宅地や道路など農地以外のものに転用する場合は、土地改良法第42条の規定により必要な決済をすることが定められており、農地転用決済金を土地改良区へ納入し、地区から除外する手続きが必要となります。

これは、高梁川用水土地改良区が管理する小阪部川ダムの維持管理費は組合員の方々が負担する賦課金で賄われており、転用で賦課対象地が減少することによって、残された農地を耕作する組合員に過重な負担がかかることを避けるためのものです。納めていただいた決済金は、将来にわたって小阪部川ダムの維持管理費に充てられます。

また、住宅などの個人的な転用(地区除外手続きがなされていないまま、年数が経過している土地を含みます。)に限らず、公共事業用地(道路、河川、水路、学校用地、公園等)として、その農地が買収される場合も同様に決済金が賦課されます。

—農地転用による地区除外手続きの流れ—



※農業委員会への転用申請(届出)を要しない案件は、当区で直接受付しますので、お問い合わせください。

「農地転用申請に係る必要書類」

- ・ 農地転用等の通知書(当土地改良区ホームページ「各種ダウンロード」より可能)
- ・ 転用対象農地の登記簿謄本の写し
- ・ 転用対象農地の位置図と公図の写し
- ・ 身分証明書(運転免許証、顔写真入りの社員証(名刺)など)

○令和7年4月1日より、地区除外処理規程の改正に伴い、農地転用等の通知書(兼地区除外申請書)で求めている転用組合員及び転用関係者欄の押印については不要となります。ご不明な点は、管理課までお問い合わせください。

◎岡山市の農地については、高梁川用水土地改良区事務所での手続きとなりますが、地区除外申請から意見書の発行までに数日(一週間以内)を要しますので、余裕をもった手続きをお願いします。

◎公共事業用地(農業委員会の許可を要しない転用を含む。)として買収された土地に対する農地転用決済金についても、農地を売られた方(組合員)が決済していただくようお願いします。

◎農地転用決済金は譲渡費用として取り扱われ、譲渡所得から差し引くことが認められています。

令和 7 年度 高梁川用水土地改良区農地転用決済金一覧表

転用農地に係る決済金額		10アール当り 25,400円
市町名	区	域の名称
倉敷市	倉敷市の内 東町, 船倉町, 美和1丁目, 美和2丁目, 稻荷町, 南町, 中央1丁目, 中央2丁目, 新田, 石見町, 白楽町, 老松町1丁目～老松町5丁目, 田ノ上, 田ノ上新町, 沖, 沖新町, 堀南, 西中新田, 笹沖, 吉岡, 浦田, 福井, 東富井, 西富井, 上富井, 四十瀬, 安江, 大内, 川入, 日吉町, 北浜町, 日ノ出町1丁目, 日ノ出町2丁目, 浜ノ茶屋1丁目, 浜ノ茶屋2丁目, 浜町1丁目, 浜町2丁目, 昭和1丁目, 昭和2丁目, 幸町, 大島 福島, 平田, 八王寺町, 川西町, 酒津, 水江, 中島, 黒石, 八軒屋, 粒浦, 粒江, 中庄, 黒崎, 鳥羽, 徳芳, 羽島, 二日市, 加須山, 有城, 亀山, 帯高, 三田, 生坂, 西坂, 青江, 宮前, 浜ノ茶屋, 西岡, 祐安, 五日市, 中帯江, 西田, 早高, 高須賀, 西阿知町, 西阿知町西原, 片島町, 西阿知町新田, 連島町連島, 連島1丁目～連島5丁目, 連島町亀島新田, 連島中央1丁目～連島中央5丁目, 亀島1丁目, 亀島2丁目, 神田1丁目～神田4丁目, 連島町矢柄, 連島町西之浦, 連島町鶴新田, 福田町浦田, 福田町福田, 福田町古新田, 北畝1丁目～北畝6丁目, 中畝1丁目～中畝10丁目, 南畝1丁目～南畝7丁目, 松江1丁目～松江4丁目, 東塚1丁目～東塚7丁目, 福田町広江, 広江1丁目, 広江2丁目, 藤戸町天城, 藤戸町藤戸, 玉島上成, 玉島, 玉島1丁目, 玉島阿賀崎, 玉島阿賀崎1丁目～玉島阿賀崎5丁目, 玉島中央町1丁目～玉島中央町3丁目, 玉島柏島, 玉島勇崎, 玉島乙島, 玉島長尾, 玉島爪崎, 新倉敷駅前1丁目～新倉敷駅前5丁目, 玉島八島, 玉島黒崎, 玉島黒崎新町, 上東, 下庄, 西尾, 日畑, 矢部, 山地, 松島, 二子, 栗坂, 茶屋町, 茶屋町早沖, 船穂町船穂, 船穂町水江, 真備町岡田, 真備町辻田, 真備町川辺, 真備町有井, 真備町市場, 真備町箭田, 真備町下二万	
総社市	総社市の内 総社, 駅前1丁目, 駅前2丁目, 中央1丁目～中央6丁目, 総社1丁目～総社3丁目, 井手, 門田, 井尻野, 小寺, 福井, 刑部, 長良, 窪木, 南溝手, 金井戸, 北溝手, 秦, 上原, 富原, 下原, 駅南1丁目, 駅南2丁目, 三輪, 溝口, 真壁, 中原, 三須, 上林, 下林, 赤浜, 西郡, 地頭片山, 岡谷, 宿, 清音柿木, 清音軽部, 清音上中島, 清音三因, 清音古地	
岡山市	岡山市の内 北区三手, 北区小山, 北区福崎, 北区高塚, 北区高松田中, 北区下土田, 北区門前, 北区立田, 北区高松原古才, 北区高松, 北区和井元, 北区加茂, 北区惣爪, 北区津寺, 北区新庄上, 北区新庄下, 北区吉備津, 北区庭瀬, 北区平野, 北区延友, 北区東花尻, 北区西花尻, 北区川入, 北区撫川, 北区中撫川, 北区納所, 北区大内田, 南区妹尾, 南区箕島, 南区大福, 南区妹尾崎, 南区古新田, 南区山田, 南区東畦, 南区内尾, 南区中畦, 南区曾根, 南区西畦, 南区藤田, 南区川張, 南区彦崎, 南区片岡, 南区宗津, 南区迫川	
早島町	都窪郡早島町の内 早島, 前湯	

※当土地改良区ホームページで、地番ごとの受益地検索が行えるシステムを公開していますので、ご活用ください。